優良住宅部品評価基準

Evaluation Standard for Quality Housing Component

天井ユニット

Ceiling-units

BLE CU:2006

２００６年7月２５日公表・施行

財団法人 ベターリビング

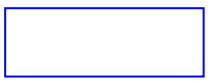

平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

優良住宅部品評価基準

天井ユニット

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法
Ⅱ．要求事項
1 天井ユニットの性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
（1.2.3 健康上の安全性の確保）
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 天井ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2 供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
3 情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供
Ⅲ．附則

優良住宅部品評価基準
天井ユニット

Ⅰ．総則

1．適用範囲

ＲＣ造等の住宅におけるスラブの下に設けられる住宅の内部の天井を構成するものであり、スラブ下に付設された配線・配管等のためのスペースが確保され、以下の各要件を満たしているものを対象とする。

2．用語の定義

a) 固定材：天井材をスラブに固定する垂直部材をいう（ホールインアンカーを含む)。

b) 面材：天井を構成する水平部材をいう。

c) 下地材：天井を構成する構造用部材をいう。

d) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

e) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能･性能を維持するために交換を前提としているもの。

f) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持･保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持･保守に加え、製品の破損･故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

g) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3．部品の構成

天井ユニットの構成部品は表－１による。

表－１　構成部品

構成部品名	構成の別(注)	備考
固定材	●	
面材	●	
下地材	△	
回り縁	△	
補強材	△	
寸法調整材	△	
設備アウトレットボックス	△	
点検口	△	

注) ●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。
○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4．材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化していること。又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

＜以下　例示仕様＞
必須構成部品及び選択構成部品

	材料名	規　　格
金属材料	鉄	鉄部に JIS H8610:1999「電気亜鉛めっき」に規定する 3 級の防錆処理を施したもの。
	アルミニウム及びアルミニウム合金	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面に JIS H 8602:1992「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜」に規定する C 種を施したもの。
木質系材料	製材	「針葉樹の造作用製材の日本農林規格(JAS)」、「針葉樹の下地用製材の日本農林規格（JAS)」、「広葉樹製材の日本農林規格（JAS)」、及び「針葉樹の構造用製材の日本農林規格（JAS)」の規定による製材で、かつ含水率が 15%以下に乾燥されたもの。含水率は、全乾材の重量に対する含有水分の重量の比で表す。ラワン材等虫害の恐れのある木材は、「製材の日本農林規格(JAS)」別記２の(2)の方法による防虫試験に合格したものとする。
	集成材	「集成材の日本農林規格（JAS)」、「構造用集成材の日本農林規格（JAS)」の規定によるものとし、小口方向の継手が同一箇所にならないように 3 層以上積層したもの。
	合板	「合板の日本農林規格（JAS)」の規定によるものとし、3 プライ以上のもの。
	単板積層材(LVL)	「単板積層材の日本農林規格（JAS)」の規定によるもの。
	ミディアムデンシティファイバーボード（MDF)	JIS A 5905:2003「繊維板」の規定によるもの。
その他	断熱材	JIS A 9511：2006「発泡プラスチック保温材」に規定する押出法ポリスチレンフォーム保温板、硬質ウレタンフォーム保温板、ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 2 号。
	石こうボード製品	JIS A 6901：2005（石こうボード製品）に規定する石こうボード、化粧石こうボード、シージング石こうボード。
	クッションゴム材料	JIS K 6386：1999「防振ゴムーゴム材料」に規定する A 種ゴム。
	接着剤	「合板の日本農林規格（JAS)」の普通合板 2 類以上の接着力を有するもの。ただし、耐水性を必要とする場所に使用する場合は。同規格の普通合板 1 類以上の接着力を有するもの。 JIS A 5538：2003「壁・天井ボード用接着剤」に規定するもの。

5．施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。

a)　ユニットの組立及び取付

b)　ユニットの調整

6．寸法

ユニットの寸法は以下の寸法を基に設定すること。

150×ｎ、910／10×ｎ　若しくは　303×ｎ

及び総合的に適正な寸法体系とすること。

Ⅱ．要求事項

1　天井ユニットの性能等に係る要求事項

（1.1　機能の確保）

1.2　安全性の確保

（1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保）

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a)　構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策

構成部品に使用する材料は、次のいずれかであること。

1)　建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。

2)　同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

3)　夏季におけるホルムアルデヒドの発散量が、その表面積１㎡につき毎時 0.005 ㎎以下のものであること。

＜試験：JIS A 1460:2001(建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケーター法)、JIS A 1901:2003(建築材料の揮発性有機化合物（ＶＯＣ)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法、合板の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 233 号）の別記 3 の(5)、構造用パネルの日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 238 号）の別記 3 の(9)、フローリングの日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示 240 号）の別記 3 の(8)、単板積層材の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 236 号）の別記 3 の(5)、構造用単板積層材の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 237 号）の別記 3 の(8)、集成材の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 234 号）の別記 3 の(8)、構造用集成材の日本農林規格（平成 15 年農林水産省告示第 235 号）の別記 3 の(10) ＞

b)　表示

前項 a) が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

燃焼した際に有毒なガス、煙等を多量に発生するような材料を使用しないこと。

1.3　耐久性の確保

a)　湿分に対する安定性

高湿側を湿度 90±5%・温度 20℃、低湿側を湿度 50±5%・温度 20℃として 8 時間、その後両面とも湿度 50±5%・温度 20℃として 16 時間放置する。この 24 時間を 1 サイクルとし 5 サイクル繰り返し、変位が高さの 1／200 以下であること。
＜試験：別冊 BLT CU-01「加湿繰り返しによる変形試験」＞

b)　熱に対する安定性

片面の全面に 700kcal／㎡ hr のふく射線を 8 時間照射した後 16 時間室内放置する。この 24 時間を 1 サイクルとし 5 サイクル繰り返し、変位が高さの 1／200 以下であること。

＜試験：別冊 BLT CU-02「加熱繰り返しによる変形試験」＞

1.4　環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 天井ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a)　再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。

b)　調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a)　製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。

b)　小型化、軽量化、部品設計の工夫等により、材料の使用量を削減していること。

c)　製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。

d)　工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

1)　調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。

2)　調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。

e)　表面処理等に起因する環境汚染を防止していること。

f)　地球環境の悪化に関与する物質の発生抑制をしていること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 梱包材料の使用量を削減していること。

b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。

c) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。

d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること

e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。

b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。

1) 材料ごとの分離が容易であること。

2) 再資源化が容易な材料を使用していること。

3) 種類ごとに材料名の表示があること。

4) 再資源化を実施していること。

b) 廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

次の a)又は b)により生産管理されていること。

a) ISO9001、JIS Q 9001 の認定登録が維持されていること。

b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

1) 工場及び作業工程

以下の内容が明確にされていること。

① 工場の概要

ⅰ) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等

ⅱ) 工場の従業員数

ⅲ) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

② 作業工程

工程（作業）フロー

2) 品質管理

以下の方法により品質管理が行われていること。

① 工程の管理

ⅰ) 商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。

ⅱ) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。

② 苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。

③ 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。

④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。

⑤ 必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。

ⅰ) 製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項

ⅱ) 製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項

ⅲ) 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項

ⅳ) 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項

ⅴ) 苦情処理に関する事項

3) その他品質保持に必要な項目

① 品質管理が計画的に実施されていること。

② 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。

③ 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b)　無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、５年以上でメーカーの定める年数とする。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする

別に定める事項
1　住宅用途以外で使用した場合の不具合
2　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
3　メーカーが定める施工説明書等に基づかない施工、専門業者以外による移動･分解などに起因する不具合
4　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合､塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
5　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
6　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
7　火災･爆発等事故､落雷･地震･噴火･洪水･津波等天変地異または戦争･暴動等破壊行為による不具合
8　漏水、結露等により長時間高湿度状態で放置されたことに起因する不具合

運用方針：
無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。

a)　一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること。

b)　将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a)　構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)を明記した図書が整備されていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及び使用等に係わる前提条件を明確にしていること。

1) 住宅部品の正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。

2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。

b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。

c) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

a) ユニットの性能

ユニットは、取り合う他の部位と寸法調整を行えるようにすること。

b) 少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。

1) 取付寸法と標準納まり図

2) 取付下地の処理

3) 構成部品の規格

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

a) 当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。

b)　標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。

運用方針：
　施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3　情報の提供に係る要求事項

3.1　基本性能に関する情報提供

少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a)　仕上げ・材質

b)　各種寸法

c)　付属部品の種類・構成

3.2　使用に関する情報提供

a)　少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。

1)　製品の使用方法（誤使用、事故防止のための指示・警告等）

2)　製品に関する問い合わせ先

b)　無償修理保証の対象及び期間を記載した保証書又はこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者に提供されること。

c)　上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。

運用方針：
　保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3　維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a)　製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法

b)　取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間

c)　清掃方法や清掃時の注意事項

d)　施主・維持管理者等相談窓口

3.4　施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

a)　施工の範囲及び手順

1)　ユニットの組立及び取付

2)　ユニットの調整

b)　施工上の留意事項等

1)　取付下地の確認方法

2)　現場での加工・組立・取付手順、特殊工具、留意点

3)　取付後の検査及び仕上げ

c)　関連工事の留意事項

各種の躯体との取り合い部分について、標準納まり図が用意されていること。

d)　品質保証に関する事項

1)　施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間

2)　保険の付保に関する事項

①　当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。

②　施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

運用方針：

・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。

なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ．附則

１．この評価基準（天井ユニット　ＢＬＳ　ＣＵ：２００６）は、２００６年７月２５日から施行する。

２．この評価基準の施行の日に、既に改正前の評価基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この評価基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の評価基準を適用しないものとする。